

社会福祉法人苫前町社会福祉協議会会員規程

制 定 平成2年4月1日
最終改正 令和3年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人苫前町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第33条第3項の規定に基づき、会員に関し必要な事項を定めるものとする。

(会員)

第2条 本会の会員は、正会員及び賛助会員とし、次のように区分する。

(1) 正会員

ア 苫前町内に居住する個人（次号に該当するものを除く。）

イ 苫前町内における社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者

(2) 賛助会員 前号の正会員を除き、特に本会の目的に賛同し、目的達成のために必要な援助を行う者

(入会)

第3条 会員として入会しようとする者は、入会申込書（別記様式）を会長に提出するものとし、会長は、正当な理由がない限り、入会を認めるものとする。

2 会長は、前項の規定により入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって当該入会申込書を提出した者にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第4条 会員となった者は、次の区分により、毎年度会費を納入するものとする。

(1) 正会員 年額1口 500円

(2) 賛助会員 年額1口 3,000円

2 前項の会費の口数は、会員の任意とし、その申出により、随時に変更できる。ただし、納入済の会費の減額及び返金は、できないものとする。

(退会)

第5条 会員が次の各号のいずれかに該当したときは、退会したものとする。

(1) 退会の申し出をしたとき。

(2) 会員が死亡し、又は会員である法人その他の団体が消滅したとき。

(3) 継続して1年以上会費を納入しなかったとき。

(除名)

第6条 会員が本会の名誉を毀損したとき、又は本会の目的に反する行為をしたときは、理事会の議決を経て除名することができる。

2 前項の規定により会員を除名する場合には、当該会員に対し、除名の決議を行う理事会の日の7日前までに書面でその旨を通知するとともに、当該理事会において弁明する機会を与えなければならない。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、会員に関し必要な事項は、その都度会長が定める。

附 則

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年6月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）

社会福祉法人 苫前町社会福祉協議会 入会申込書

年 月 日

社会福祉法人

苫前町社会福祉協議会会長 殿

貴会の目的に賛同し、下記のとおり会員として入会を申し込みます。

記

フリガナ				
氏名又は 名称				
住所又は 所在地	〒			
電話番号				
会員種別	<input type="checkbox"/> 正会員（ <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 福祉関係 ） <input type="checkbox"/> 賛助会員			
加入口数	_____ 口（ _____ 円 ）		正会員：年額 1 口 500円 賛助会員：年額 1 口 3,000円	
会費の 納入方法	入会時	<input type="checkbox"/> 現金払い <input type="checkbox"/> 口座振込（ _____ 月 _____ 日振込予定）		
	継続時	<input type="checkbox"/> 現金払い		
		<input type="checkbox"/> 口座振替	金融機関名	
			本・支店名	本店(所) ・ (_____) 支店
			預金種目	普通 ・ 当座 ・ (_____)
			口座番号	
フリガナ				
	口座名義人			

注) 上記の届出内容に変更があったときは、この様式を用いて届け出るものとする。